

KSK 令和6年3月号 川身協事務局通信

公益財団法人 川崎市身体障害者協会
 川崎市障害者社会参加推進センター
 川崎市障害者スポーツ協会
 TEL044-244-3975 FAX044-246-6943
 E-mail : zksk@nifty.com
 ホームページ : <http://kawashinkyo.org>

- ★ 第 24 回川崎市障害者スポーツ大会のご案内
- ★ 第 12 回誰でもスポーツ広場のご案内
- ★ 令和6年度「川崎市ふれあいフリーパス」「川崎市重度障害者福祉タクシー利用券」
 交付申請開始日のご案内

第24回 川崎市障害者スポーツ大会のご案内

第24回 川崎市障害者スポーツ大会7大会が令和6年の4月から順次開催されます。大会に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

第24回 川崎市障害者スポーツ大会

- 第1部 アーチェリー大会
 令和6年 4月 6日(土)
 カルッツかわさき 弓道場
- 第2部 水泳大会
 令和6年 4月28日(日)
 多摩スポーツセンター プール
- 第3部 フライングディスク大会
 令和6年 5月11日(土)
 井田グラウンド・井田体育館
- 第4部 陸上競技大会
 令和6年 5月26日(日)
 等々力陸上競技場
- 第5部 卓球大会
 令和6年 6月 1日(土)
 幸スポーツセンター 大体育室
- 第6部 ボウリング大会
 令和7年 2月 1日(土)
 川崎グランドボウル
- 第7部 ポッチャ大会
 令和7年 2月11日(火・祝)
 高津スポーツセンター 大体育室

《お問い合わせ》

市民文化局市民スポーツ室
 TEL044-200-3547
 FAX044-200-3599

《参加資格》

各大会の参加者は、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 令和6年4月1日現在で13歳以上であり、原則として市内にお住まいの方。
 ただし、市内の学校や施設等に在学・入所・通所している方、また、市内在勤の市外の方も参加できます。
 (13歳未満の方は、市独自の試行的参加(以下オープン参加)とします。)
- (2) 次のいずれかに該当する方。
 - ① 身体障害者手帳をお持ちの方。
 - ② 療育手帳をお持ちの方。あるいは取得の対象に準ずる障害のある方。
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

〈障害別参加一覧〉

◎…参加可能、○…オープン参加、×…参加不可

| | アーチェリー | 水泳 | FD | 陸上競技 | 卓球 | ボウリング | ポッチャ |
|------------|--------|----|----|------|----|-------|------|
| 身体障害 | ◎・○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎・○ |
| 内部:ぼうこう・直腸 | ◎ | × | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 内部:上記以外 | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 知的障害 | × | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | × |
| 精神障害 | × | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | × |

- (3) 競技・種目の練習を定期的に行っている方。
 参加を希望する大会の競技・種目を定期的に練習の上、大会にご参加ください。
- (4) スポーツをすることについて、特に健康上の問題のない方。
 いずれの大会も、医師からスポーツ大会への参加を許可されていることが条件となります。
 障害状況により、診断書・意見書等の提出を求め、安全の確認をさせていただく場合があります。
- (5) その他注意事項
 - ・大会に参加する上で、介助が必要な方は介助者を手配してください。
 - ・ボウリング大会およびポッチャ大会のオープン参加は、申込み多数の場合、選考等を行う場合があります。
 - ・参加者の決定は主催者が行います。(参加決定者にエントリー完了通知等を送付いたします)
 - ・この大会は全国障害者スポーツ大会の選考を兼ねる大会として開催します。
 - ・オープン参加は市独自の試行的参加のため、全国障害者スポーツ大会の参加資格はありません。
 - ・主催者は広告等に使用するために、写真撮影をいたしますので、ご同意ください。
 - ・その他、主催者が定めた事項をお守りいただき大会へご参加ください。

《大会の詳細について》

大会の参加申込等の詳細については「第24回川崎市障害者スポーツ大会 ご案内・申込書」
 (3月初旬に各区役所等配架、市HP掲載)をご確認ください。

第12回誰でもスポーツ広場のご案内

3月10日(日)に宮前スポーツセンターで開催される「宮スポフェスタ」内で「第12回誰でもスポーツ広場」(会場:小体育室)を開催します。「障害の有無に関わらず誰でも参加できるスポーツイベント」としてポッチャの他に簡単に体験できるカローリング等のニュースポーツコーナーもありますので、お友達やご家族の方と一緒にご参加ください。

パラスポーツ体験会へ参加する際には「宮スポフェスタ」のチラシに記載の注意事項をお守りください。

また、当日は宮前スポーツセンターで様々なスポーツイベント等が開催されています。このイベントを機に色々なスポーツに挑戦してみたい方はぜひ参加してください。

第12回誰でもスポーツ広場

日時:令和6年3月10日(日)15:30~17:30

会場:宮前スポーツセンター小体育室

参加費:無料



令和6年度「川崎市ふれあいフリーパス」 「川崎市重度障害者福祉タクシー利用券」交付申請開始日のご案内

令和 6 年 4 月 1 日から使用できる「川崎市ふれあいフリーパス」「川崎市重度障害者福祉タクシー利用券」は、令和 6 年 3 月 18 日(月)から 更新(交付)申請の受付が開始されます。

申請場所や申請時に必要なものについては下記をご参照ください。

交付開始直後は窓口が大変混雑することが予想されるため、交付申請を行う際の分散来所にご協力ください。また、来所が難しい場合は、お住いの区役所高齢・障害課または地区健康福祉ステーション高齢・障害担当に御連絡ください。



川崎市ふれあいフリーパス交付について

川崎市内在住で、以下の表にあてはまる方。ただし、70 歳以上の方(※1)、福祉タクシー利用券などの交付を受けている方は対象となりません。

| 交付対象者・川崎市ふれあいフリーパスの種類 | | |
|---|--|--|
| 交付対象者 | 本人のみのフリーパス | 介助者付のフリーパス(※3) *申請により同乗する介助者 1 名も無料で乗車できるフリーパス。 |
| 身体障害者手帳をお持ちの方 | 1 級～4 級 5 級、6 級で社会福祉施設等に通所されている方(※2)(学齢児以上) | 12 歳未満で 1 級～4 級 *5 級、6 級の方は対象となりません。 |
| 療育手帳をお持ちの方 | A1、A2、B1 B2 で社会福祉施設等に通所されている方(※2) | 12 歳未満で A1、A2、B1 *B2 の方は対象となりません。 |
| 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(手帳の有効期限が切れていると交付できません。更新後の交付となります。) | 1 級～3 級 | 12 歳未満で 1 級～3 級 |

(※1)70 歳以上の方は、「川崎市高齢者フリーパス(福祉パス)」の申請を行ってください。

(※2)社会福祉施設に通所されている方とは、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所又は地域活動支援センター等に通所されている方です。なお、社会福祉施設に通所されている方は、交付申請を行う際、「川崎市ふれあいフリーパスの交付に関する通所証明書」の提出が必要となります。(通所証明書は、通所先の施設長の記載が必要となります。)

(※3)介助者付きのふれあいフリーパスは、年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで対象となります。



川崎市重度障害者福祉タクシー利用券について

本市に居住地を有する方で、次の各号に該当する方。ただし、川崎市ふれあいフリーパス、市バス特別乗車証及び高齢者フリーパスの無料交付(福祉パス)の交付を受けている方は対象者となりません。

1. 身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害程度が 1 級又は 2 級の方(下肢、体幹、視覚及び内部障害者のいずれかを含む方に限る)
2. 療育手帳の交付を受けた方で、その障害程度が A1 又は A2 の方
3. 身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害程度が 3 級(下肢、体幹、視覚及び内部障害者のいずれかを含む方に限る)であり、かつ障害等級 B1 の療育手帳の交付を受けた方
4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、その障害等級が 1 級の方

<申請場所・お問合せ先>

お住まいの区役所高齢・障害課又は地区健康福祉ステーション高齢・障害係の窓口(川崎区にお住まいの精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、川崎区役所高齢・障害課の窓口)へ申請してください。

◎申請時に必要なもの◎

1. 令和6年4月1日時点で有効な「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」(2つ以上の手帳をお持ちの方は、すべての手帳を持参ください。)
2. 印鑑(朱肉印)【スタンプ印不可】(交付対象者本人が署名する場合は持参不要)
3. 「既に交付を受けている川崎市ふれあいフリーパス」又は、「現在お持ちの福祉タクシー利用券綴(未使用の福祉タクシー利用券)」※ 更新(交付)申請の場合
4. (川崎市ふれあいフリーパスのみ)
身体障害者手帳5級若しくは6級又は療育手帳B2をお持ちの方で社会福祉施設等へ通所されている方は、「川崎市ふれあいフリーパスの交付に関する通所証明書」
※更新(交付)申請の際も、毎回通所証明書の提出が必要となります。また、通所証明書は、通所先の施設長の記載が必要となります。
5. 「川崎市ふれあいフリーパス交付申請書」(新規申請の方、既に交付を受けている川崎市ふれあいフリーパスを持参できない方等)又は、「川崎市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書兼記載事項変更届」(新規申請の方、既に交付を受けている福祉タクシー利用券綴を持参できない方等)
※「川崎市ふれあいフリーパス交付申請書」および「川崎市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書兼記載事項変更届」は、市ホームページに掲載及び区役所窓口にあります。
※提出した申請書の内容に変更がある場合は「川崎市ふれあいフリーパス交付申請書記載事項変更届」又は、「川崎市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書兼記載事項変更届」に記入の上、問い合わせ先窓口にご提出ください。

注意事項

福祉タクシー利用券は、運賃、迎車料以外の料金(待機料、介助料等)には使用できません。川崎市ふれあいフリーパス又は川崎市高齢者フリーパス「福祉パス」(有料で購入されたものを除く)等を交付されている方は福祉タクシー利用券の交付は受けられません。

川崎市ふれあいフリーパス、川崎市重度障害者福祉タクシー利用券の詳細については川崎市のホームページをご確認ください。

参 考

川崎市ふれあいフリーパス
(川崎市HP)

川崎市重度障害者福祉タクシー利用券
(川崎市HP)

